藤沢市の環境諸計画の体系

資料３

環境基本計画
【環境像５】
未来の地球環境への
投資を行う藤沢

藤沢市環境基本計画

趣　　旨：本市の環境の保全、再生、創出に関する総合的、長期的な目標、施策の推進を図るための必要事項などを定める
策定年度：平成10年度（改定：平成17年度、22年度、25年度、28年度）
計画期間：平成23年度から令和4年度まで（12年間）
※平成28年度の改定により、平成29年度から令和4年度までの6年間を見据えた内容に修正
目　　標：環境目標として21項目を設定
根拠法令等：環境基本法第7条、藤沢市環境基本条例第9条

環境基本計画
【環境像５】
未来の地球環境への
投資を行う藤沢

藤沢市地球温暖化対策実行計画

趣　　旨：市域全体の温室効果ガス排出抑制等のため、各主体が担う役割を明確にしながら目標達成のための施策を定める
策定年度：平成22年度（改定：平成25年度、28年度）
計画期間：平成23年度から令和4年度まで（12年間）
※平成28年度の改定により、平成29年度から令和4年度までの6年間を見据えた内容に修正
目　　標：温室効果ガスを、平成2年度を基準として、令和4年度までに40％削減する
根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項（努力義務）
備　　考：平成17年度に「藤沢市環境基本計画」を改定した際、「藤沢市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、環境基本計画のリーディングプランとして位置づけた。

藤沢市環境保全職員率先実行計画

趣　　旨：藤沢市役所が一事業者として、環境保全や、エネルギー使用量及び温室効果ガスの削減を率先して行うための施策を定める
策定年度：平成22年度（改定：平成25年度、28年度、30年度、令和元年度）
計画期間：平成23年度から令和4年度まで（12年間）
※令和元年度の改定により、令和元年度から令和4年度までの4年間を見据えた内容に修正
目　　標：平成30年度を基準として、エネルギー使用量を毎年前年度比1％の削減を目指す
根拠法令等：地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

地球温暖化対策実行計画
【基本方針３】エネルギーの地産地消
エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメント

藤沢市エネルギーの地産地消推進計画

趣　　旨：エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用を推進するための施策を定める
策定年度：平成26年度
計画期間：平成27年度から令和6年度まで（10年間）
目　　標：エネルギーの地産地消によるエネルギー供給割合を、10年後の令和6年度に、現在の2倍とし、5％・1,500TJへと増加させるように努める。
根拠法令等：なし